

西原村奨学金返済支援補助金交付要綱

令和8年3月27日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西原村(以下「村」という。)への移住定住及び就職・就業の促進、併せて村内の事業所及び村の産業振興における人財の確保を図ることを目的として、西原村奨学金返済支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程及び高等専門学校をいう。
- (2) 事業所等 事務所、事業所、工場、倉庫、施設等をいう。
- (3) 第1次産業 農業(耕種農業及び畜産農業)、林業及び漁業をいう。

(補助対象となる奨学金等)

第3条 この要綱による補助金の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第1種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第2種奨学金
- (3) 西原村奨学基金
- (4) その他村長が認める奨学金等

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けていたこと。
- (2) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返済を対象者本人が遅延なく行っていること。

(3) 交付申請日が属する年度の前年度の4月1日以降に奨学金等の返済を行っていること。

(4) 補助金に係る1回目の交付申請日において35歳以下であること。

(5) 交付申請日において村の住民基本台帳に記録があり、現に居住していること。

(6) 補助金に係る1回目の交付申請日から5年以上、村に居住する意思を有すること。

(7) 就業等の状況について、次のいずれかに該当すること。

ア 村を含む通勤圏内に所在する事業所等に就職し、現に勤務する者。ただし、人事異動又は研修等による一時的な異動による場合は除く。

イ 村内において起業した者

ウ 村内において事業承継により就業した者

エ 村内において家業(法人を含む。)を承継した者

オ 村内において第1次産業に就業した者

カ 村を生活の本拠としたテレワーク等の情報通信技術を用いた業務を開始した者

キ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により村へ移住した場合であって、村を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行う者

ク その他村長が認める者

(8) 就業等の期間等について、次のいずれかに該当すること。

ア 補助金に係る1回目の交付申請を行う者は、当該就業等を開始した日が、交付申請日が属する年度の前々年度の7月1日から前年度の6月30日までの間であり、かつ、交付申請日において継続して1年以上前号のいずれかに該当していること。

イ 過年度にこの補助金の交付を受けた者は、前回の交付申請時から引き続き前号のいずれかに該当していること。ただし、一時的に前号のいずれにも該当しない期間が生じた場合であっても、その期間が次条に規定

する補助金の算定対象期間のうち通算して3か月を超えないとき、又は村長がやむを得ない事情があると認めるときは、これを継続しているものとみなす。

(9) 村税等に滞納がないこと。

(10) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の算定対象期間及び交付対象経費)

第5条 補助金の算定対象期間は、補助金の交付を申請する年度の前年度(4月1日から翌年3月31日まで)とし、交付対象経費は、当該期間中に返済した額の2分の1とする。ただし、前条第7号アに該当する者のうち、村内に所在する事業所等に就職し、現に勤務する者及び同号イからカまでに該当する者についての交付対象経費は、当該期間中に返済した額の4分の3とする。

2 繰上返済等による奨学金返済額は、前項の補助金の交付対象経費には含まないものとする。

(補助金の額及び期間)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した額とし、年額20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付を受けることができる期間は、最初に補助金の交付を受けた年度から5年間とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、西原村奨学金返済支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、交付を受けようとする年度の7月末日までに提出しなければならない。

(1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し

(2) 奨学金等の返済額を証する書類の写し

(3) 奨学金等の全体の返還計画を確認することができる書類の写し

(4) 第4条第7号ア、カ又はキに該当する者にあつては事業所等から交付され

る労働条件通知書又は就労証明書(様式第2号)、同号イ又はウに該当する者
にあつては自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明書、開廃業等届
出書類等の写し)、同号エ、オ又はクに該当する者にあつては所得を証明す
る書類(確定申告書等の写し)

(5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適
当と認めたときは補助金の交付を決定し、西原村奨学金返済支援補助金交付
決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 村長は、前条の規定により補助金の交付を決定した後、交付決定を受け
た者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものと
する。

(就労に係る変更の届出)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に、就労状況に変更があ
つた場合には、遅滞なく西原村奨学金返済支援補助金就労条件変更届出書(様
式第4号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各
号に掲げる返還の区分に応じて、交付した補助金の返還を請求するものとし
る。

(1) 次のいずれかに該当する場合 これまでに受けた補助金の全額の返還

ア 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた場合

イ 交付決定者が補助金に係る1回目の交付申請日から起算して3年に満た
ない期間に、交付決定者が村に住所を有しなくなった場合

(2) 交付決定者が補助金に係る1回目の交付申請日から起算して転出した日

までの期間が、3年以上5年以内の場合 これまでに受けた補助金の合計額

に2分の1を乗じた額の返還

- 2 村長は、前項の規定により補助金の返還を決定したときは、西原村奨学金返済支援補助金返還請求書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還の免除)

第12条 前条第1項の場合において、交付決定者から理由報告書(様式第6号)の提出があったときは、村長は、その内容を審査し、その理由が災害、病気、職務上必要な一時的な転出その他のやむを得ない事情であると認められるときは、同条の規定による返還を免除することができる。

- 2 村長は、前項の規定による返還の免除の可否を決定したときは、西原村奨学金返済支援補助金返還免除(承認・不承認)決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年度における適用特例)

- 2 令和8年度の交付申請に係る第4条第8号アの規定の適用については、同号ア中「前々年度の7月1日」とあるのは、「令和7年3月1日」とする。